

「指定通所介護」重要事項説明書
(地域密着型通所介護及び総合事業を含む)

当事業所は介護保険の指定を受けています。
(つくば市指定 第0892000316号)

当事業所はご契約者に対して指定通所介護サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたい事を次の通り説明します。

*当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要支援」「要介護」と認定された方が対象となります。要介護認定をまだ受けていない方でもサービスの利用は可能です。

☆☆ 目 次 ☆☆

1. 事業者.	1
2. 事業所の概要.	1
3. 事業実施地域及び営業時間.	1
4. 職員の配置状況.	2
5. 当事業所が提供するサービスと利用料金.	2
6. 虐待防止のための措置について.	5
7. 苦情の受付について.	6

1. 事業者

- (1) 法人名 有限会社 アイシーネット
- (2) 電話番号 029-896-5300
- (3) 代表者名 取締役 永田 靖夫
- (4) 設立年月 平成6年1月6日

2. 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 指定通所介護事業所
- (2) 事業の目的 福祉サービス
- (3) 事業所の名称 ウェルネスクラブ桜
- (4) 事業所の所在地 茨城県つくば市柴崎1054
- (5) 電話番号 029-896-5300
- (6) 管理者名 永田 寛幸
- (7) 当事業所の運営方針
 - 1 当事業所において提供する通所介護は、介護保険法並びに関係する厚生労働省、告示の趣旨及び内容に沿ったものとします。
 - 2 利用者の人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるとともに利用者及びその家族のニーズを的確に捉え、個別に通所介護計画を作成することにより、利用者が必要とする適切なサービスを提供します。
 - 3 利用者又はその家族に対し、サービスの内容及び提供方法について分かりやすく説明をします。
 - 4 適切な介護技術をもって機能訓練に特化したサービスを提供します。
 - 5 常に、提供したサービスの質の管理、評価を行います。
 - 6 居宅サービス計画に沿った通所介護を提供します。
- (8) 開設年月 令和3年3月2日
- (9) 利用定員 2単位 10名

3. 事業実施地域及び時間

- (1) 通常の事業の実施地域 つくば市
- (2) 営業日及び営業時間
 - 営業日 月曜日～金曜日（祝祭日営業）
 - 受付時間 月曜日～金曜日（8時30分～17時30分）
 - サービス提供 月曜日～金曜日 2単位
 - 午前9時30分～午後12時30分まで
 - 午後1時30分～午後4時30分まで

4. 職員の配置状況

当事業所では、ご契約者に対して指定通所介護サービスを提供する職員として以下の職種の職員を配置しています。

<主な職員の配置状況>職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職種	常勤	非常勤	常勤換算	指定基準
管理者	1		1.0	1.0
介護職員	2		2.0	1.0
生活相談員	1		1.0	1.0
看護職員		2		
機能訓練指導員		1		

※常勤換算：職員それぞれの週あたりの勤務延べ時間数の総数を当事業所における常勤職員の所定勤務（例：週40時間）で除した数です。

1名（8時間×5名÷40時間=1名）となります。

<主な職員の配置状況>職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職種	勤務体制
介護職員	勤務時間 8:30～17:30 原則として利用者15名まで常勤専任の介護職員1人以上配置
機能訓練指導員	月から金曜日 8:30～17:30まで

5. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、ご契約者に対して以下のサービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについて、

(1) 利用料金が介護保険から給付される場合

(2) 利用料金の全額をご契約者に負担いただく場合

があります。

(1) 介護保険の給付の対象となるサービス（契約書第4条参照）

以下のサービスについては、利用料金の大部分（各ご契約者の負担割合に応じて）が介護保険から給付されます。

<サービスの概要>

1) 日常生活上の援助

日常生活動作能力に応じて、必要な介助見守りを行う。

ア、排泄介助

イ、移動介助

ウ、その他必要な身体介護

2) 健康状態の確認

3) 機能訓練サービス

利用者が日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練並びに利用者の心身の活性化を図るための各種アクティビティを提供する。

ア. 日常生活動作に関する訓練

機能訓練指導員による個別機能訓練（生活動作に関わるバランス、歩行訓練）

スリングエクササイズ マシントレーニング リズムエクササイズ
認知予防プログラム

イ. レクリエーション（アクティビティ・サービス）

ウ. 体操

日常生活動作を踏まえた心身機能の評価

4) 送迎サービス

心身状態の程度、地理的条件等により送迎を必要とする利用者については専用

車輛により送迎を行う。また、必要に応じて送迎車輛への昇降及び移動介助を行う。

5) 相談助言に関する事

利用者及びその家族の日常生活動作における介護等に関する相談及び助言を行う。

ア. 日常生活動作に関する訓練の相談・助言

イ. その他の必要な相談・助言

下記の料金表によって、ご契約者の要介護度に応じたサービス利用料金のうち各ご契約者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとします。

費用

地域密着型通所介護（3時間以上4時間未満）

要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
416 単位	478 単位	540 単位	600 単位	663 単位

個別機能訓練加算Ⅰ 1 56 単位/日

介護職員等処遇改善加算Ⅱ 所定単位の9.0%

通所型独自サービス

要支援 1 1,798単位/月 ※要支援1は週1回程度ご利用できます。
要支援 2 3,621単位/月 ※要支援2は週2回程度ご利用できます。
介護職員等処遇改善加算Ⅱ 所定単位の9.0%

ご利用料金は、1ヶ月の総利用単位数に介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）の9.0%を乗じ、小数点以下四捨五入します。それに地域区分の1単位の単価（10.45円）を乗じ、1円未満を切り捨てたものの1割～3割（負担割合証により）になります。

（2）利用料金の全額をご契約者に負担いただく場合

＜サービスの概要と利用料金＞

① 複写物の交付

ご契約者は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要とする場合には実費をご負担いただきます。

コピー代金1枚につき 10円

② 日常生活上必要となる諸費用実費

日常生活品の購入代金等ご契約者の日常生活に要する費用でご契約者に負担いただくことが適当であるものにかかる費用を負担いただきます。

おむつ代：パット30円 紙おむつ120円 紙パンツ140円

写真代 ：1枚30円

その他実費分

☆経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合事前に変更する内容と変更する事由について、変更を行う2ヶ月前までにご説明します。

（3）利用料金のお支払い方法（契約書第6条参照）

前記（1）、（2）の料金・費用は、1ヶ月毎に計算し、ご請求しますので、翌月20日までに以下のいずれかの方法でお支払い下さい。（1ヶ月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算した額とします。）

ア. 下記指定口座への振り込み

常陽銀行 研究学園都市支店 普通預金1137670

イ. 口座振替 毎月20日に口座引き落としによりお支払いいただきます。

（ゆうちょ銀行は毎月27日引き落としになります）

ウ. 現金支払い サービスご利用時にセンターへお持ち下さい。

(4) 利用の中止、変更、追加（契約書第7条参照）

○利用予定日の前に、ご契約者の都合により、通所介護サービスの利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。サービスの実施日の前日までに事業者申し出てください。可能な限り対応させていただきます。

○利用予定日の前日までに、申し出がなく、当日になって利用の中止の申し出をされた場合、取消料として下記の料金をお支払いいただく場合があります。但しご契約者の体調不良等正当な事由がある場合は、この限りではありません。

① 利用日の前日17時半までに連絡を頂いた場合無料

② 利用日に利用を中止された場合

キャンセル料1,000円

○利用者の健康上の理由によりサービスを中止させていただく場合

①利用日の健康チェックの結果、利用者の体調（血圧、熱、下痢等）が悪い場合はサービス内容の変更または利用を中止させて頂くことがあります。

その場合、ご家族に連絡のうえ適切に対応します。

利用負担…サービス提供内容による料金

○サービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所の稼働状況により契約者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時を契約者に提示して協議します。

6. 虐待の防止のための措置に関する事項

事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の措置を講ずる。

① 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図ること。

② 事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。

③ 事業所において、従業員に対し、虐待の防止のための研修を定期的に（年1回以上）実施すること。

④ 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業員又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを居宅介護支援事業所及び市町村に通報するものとする。

7. 苦情の受付について（契約書第20条参照）

(1) 当事業所における苦情の受付

当事業所に対する苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けています。

苦情受付窓口 ウェルネスクラブ桜（担当者）管理者 永田 寛幸

苦情の連絡先 029-896-5300

曜日	月曜日～金曜日	土曜日・日曜日
受付時間	9時～17時	休業日

(2) 行政機関その他苦情受付機関

つくば市 保健福祉部高齢福祉課	所在地 つくば市研究学園1丁目1番地1 電話番号 029-883-1111 受付時間 8:30～17:15 (月～金曜日)
茨城県 国民健康保険団体連合会	所在地 水戸市笠原町978番26 電話番号 029-301-1565 FAX 029-301-1579 受付時間 9:00～17:00 (月～金曜日)

令和 年 月 日

指定通所介護支援サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

指定通所介護事業所 ウェルネスクラブ桜

説明者職名 生活相談員 氏名 印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定通所介護サービスの提供開始に同意しました。

利用者住所 氏名 印

利用者家族 氏名 印

この重要事項説明書は、厚生省令第37号（平成11年3月31日）第8条の規定に基づき、利用申込者又はその家族への重要事項説明のために作成したものです。

<重要事項説明書付属文書>

1. 事業所の概要

- (1) 建物の構造 木造2階建て
- (2) 建物の延べ床面積 207.76㎡
- (3) ホール延べ床面積 117.8㎡
- (4) 事業所の周辺環境 (騒音なく静かな環境、日当たり良好)

2. 職員の配置状況

<配置職員の職種>

介護職員…ご契約者の日常生活上の介護並びに健康保持の為の相談・助言を行います。

利用者15名に対し1名以上の介護職員を配置しています。

生活相談員…ご契約者の日常生活上の相談に応じ、適宜生活支援を行います。

1名の生活相談員を配置しています。

機能訓練指導員…ご契約者の機能訓練を担当いたします。

1名の機能訓練指導員を配置しています。

3. 契約締結からサービス提供までの流れ

- (1) ご契約者に対する具体的なサービス内容やサービス提供方針については「居宅サービス計画(ケアプラン)」がある場合はその内容を踏まえ、契約締結後に作成する「通所介護計画」に定めます。契約締結からサービス提供までの流れは次の通りです。

(契約書第3条参照)

① 介護認定を受けている場合

①作成された居宅サービス計画に沿って通所介護計画の原案を作成し、ご契約者及びその家族等に対して説明、同意を得た上で決定します。

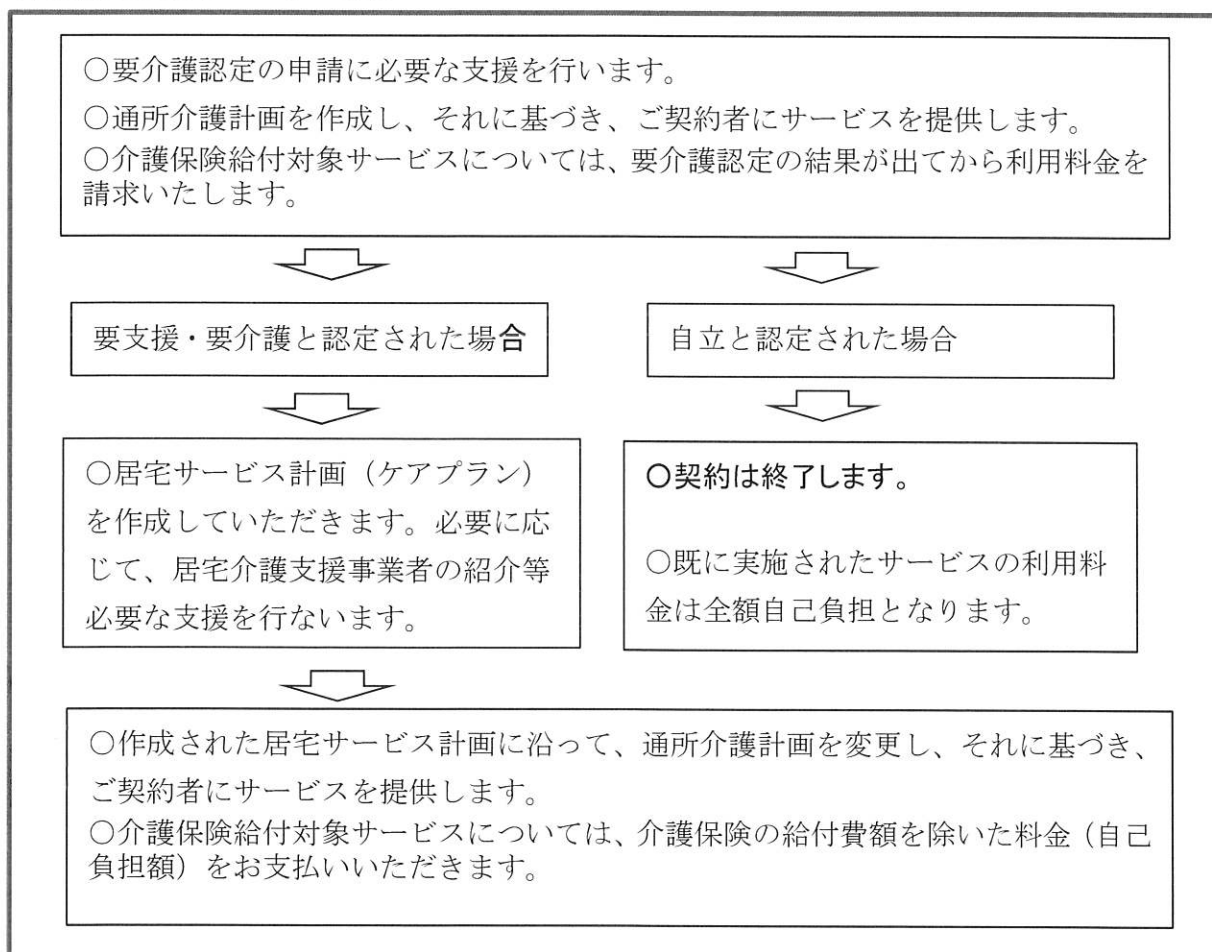


②通所介護計画は、居宅サービス計画(ケアプラン)が変更された場合、もしくはご契約者及びその家族等の要請に応じて、変更の必要があるかどうかを確認し、変更の必要のある場合には、ご契約者及びその家族等と協議して、通所介護計画を変更します。



③通所介護計画が変更された場合には、ご契約者に対して書面を交付し、その内容を確認していただきます。

介護認定を受けていない場合



4. サービス提供における事業者の義務（契約書第9条、第10条参照）

当事業所では、ご契約者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

- ① 契約者の生命、身体、財産の安全確保に配慮します。
- ② 契約者の体調、健康状態からみて必要な場合には、医師又は看護職員と連携のうえご契約者から聴取、確認致します。
- ③ 契約者に提供したサービスについて記録を作成し、5年間保管するとともに、ご契約者又は代理人の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。
- ④ サービス実施時に、ご契約者に病状の急変等が生じた場合は、速やかに主治医への連絡を行う等の必要な措置を講じます。
- ⑤ 事業者及びサービス従事者又は従業員は、サービスを提供するにあたって知り得たご契約者又はご家族等に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏洩しません。

（守秘義務）

ただし、ご契約者に緊急な医療上の必要性がある場合には、医療機関等にご契約者の心身等の情報を提供します。

また、ご契約者との契約の終了に伴う援助を行う際には、あらかじめ文書にて、ご契約者の同意を得ます。

(1) 施設・設備の使用上の注意 (契約書第11条参照)

○施設、設備、敷地をその本来の用途に従って利用してください。

○故意に、又はわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設、設備を壊したり汚した場合には、ご契約者に自己負担により原状に復していただくか、又は相当の代価をお支払いいただく場合があります。

○当事業所の職員や他の利用者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うことはできません。

(2) 喫煙

原則として事業所内での喫煙はご遠慮いただいております。

6. 損害賠償について

事業者の責任によりご契約者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害の状況について確認し、補償内容については加入保険会社を交えた相互協議の上その内容を決定致します。守秘義務に違反した場合も同様とします。

保険会社 東京海上日動火災保険株式会社
介護事業者賠償責任補償

7. サービスをやめる場合 (契約の終了について)

契約の有効期間は、契約締結の日から契約者の要介護認定の有効期間満了日迄ですが、契約期間満了の2日前までにご契約者から契約終了の申し入れがない場合には、契約は更に同じ条件で更新され、以後も同様となります。

契約期間中は、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当事業所との契約は終了します。(契約書第15条参照)

- ① ご契約者が死亡した場合
- ② 介護認定によりご契約者の心身の状況が自立と判定された場合
- ③ 施設の滅失や重大な毀損により、ご契約者に対するサービスの提供が不可能になった場合
- ④ 事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
- ⑤ 事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- ⑥ 契約者から解約又は契約解除の申し出があった場合 (詳細は以下をご参照下さい)
- ⑦ 業者から契約解除を申し出た場合 (詳細は以下をご参照下さい)

(1) ご契約者からの解約・契約解除の申し出（契約書16条、第17条参照）

契約の有効期間であっても、ご契約者から利用契約を解約することができます。その場合には、契約終了を希望する日の7日前までに解約届出書をご提示下さい。ただし、以下の場合には、即時に契約を解約・解除することができます。

- ① 介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合
- ② 契約者が入院、入所した場合
- ③ 契約者の「居宅サービス計画（ケアプラン）」が変更された場合
- ④ 業者もしくはサービス従事者が正しくなく本契約に定める通所介護サービスを実施しない場合
- ⑤ 業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合
- ⑥ 業者もしくはサービス従事者が故意又は過失によりご契約者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- ⑦ の利用者がご契約者の身体・財産・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応を取らなかった場合

(2) 事業者からの契約解除の申し出（契約書第18条参照）

以下の事項に該当する場合には、本契約を解除させていただくことがあります。

- ① 契約者が契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ② 契約者による、サービス利用料金の支払いが3ヵ月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払わない場合
- ③ 契約者が故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用などを傷つけ、又は著しい不信行為を行うこと等によって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

(3) 契約者の終了に伴う援助（契約書第15条参照）

契約が終了する場合には、事業者はご契約者の心身の状況、置かれている環境を勘案し必要な援助を行うよう努めます。